

機械警備業務処理要領

1 目的

この要領は業務の概要を示すものであるが、本書に記載されていない事項であっても、現場の状況により、必要と認められる業務については、受託金額の範囲内で実施するものとする。

2 業務場所

江別市道営住宅大麻沢町団地サンゴールドヴィラ（江別市大麻沢町1番地）

江別市道営住宅大麻沢町団地サンゴールドヴィラⅡ（江別市大麻沢町5番地1）

3 業務内容

江別市道営住宅大麻沢町団地サンゴールドヴィラ機械警備業務

4 警備時間

平日・土曜日・日曜日・祝日問わず24時間365日

5 警報装置及び設置場所

警備に必要な警報装置の種類、数量及び設置について、「機械警備システム警報装置施工図」を作成し、速やかに発注者に提出するものとする。警報装置の種類、数量及び設置場所について変更した場合も同様とする。

6 警備の内容

(1) 異常確認時の駆けつけ

警備対象住戸から救急通報・非常通報・センサーからの異常信号を受信した場合は、直ちに警備員を急行させ、必要な措置を行うこと。

(2) 健康相談

警備対象住民から健康相談を受けたときは、看護師が対応し、必要に応じて救急車の手配を行うものとする。

7 鍵の預託

警備対象住戸の鍵は入居者から預かり、厳重に取り扱い、保管する。

8 警備装置の保守点検

受注者は、警備装置について異常が発生した場合は必要な措置を行うとともに、異常の原因が入居者の責任でない場合は、受注者の負担により補修するものとする。